

[別紙1]

鳥取県若者地域定着促進事業費補助金事業補助金の事務手続きについて

※本事業は、市町村の間接補助事業となるため、事業実施主体においては、支援の有無、手続き等を各市町村担当課にご確認ください。

1. 事業実施主体から市町村へ交付申請

2. 市町村から県へ申請【事業開始の20日前まで】

※4月1日を補助対象とする場合は4月10日まで。

* 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 県から市町村へ交付決定通知【交付申請受理日から20日以内】

4. 市町村から実施事業主体へ交付決定、事業開始

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

事業実施主体は、市町村担当者へ連絡してください。

5. 事業完了、事業実施主体から市町村へ実績報告

6. 市町村から県へ実績報告書提出

【完了等から20日以内又は4月10日のいずれか早い日】

事業の完了とは：補助対象経費の支払いが完了した日

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎県から市町村への補助金の支払い

実績報告が提出され、事務調査終了後、速やかに支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

■ 東部地区 東部地域振興事務所東部振興課(〒680-0061 鳥取市立川町6丁目176) TEL:0857-20-3663

■ 中部地区 中部総合事務所地域振興局(〒682-0802 倉吉市東巖城町2) TEL:0858-23-3298

■ 西部地区 西部総合事務所地域振興局(〒683-0054 米子市鞆町1丁目160) TEL:0859-31-9606

(その他、事業に係る問合せ)

鳥取県庁ふるさと人口政策課(〒680-8570 鳥取市東町1丁目220) TEL:0857-26-7128